

中・東欧諸国の経済構造改革

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

2004年5月にEUに加盟した中・東欧諸国など新規加盟国は、EUとの経済統合を深めるため経済構造改革に取り組んでいる。また近年、中・東欧諸国以外の欧州の移行経済国、すなわち南東欧諸国や旧ソ連から独立した独立国家共同体諸国などの経済構造改革の進展も目ざましいものがある。

本稿では、欧州復興開発銀行(EBRD)が2004年11月に発行した“*Transition Report 2004*”などの資料に基づき、移行経済国全体の経済構造改革の進展状況を分野(項目)別、地域別に概観するとともに、中欧・バルト諸国の中でポーランド、チェコ、ハンガリーの3カ国を取り上げ、2003～04年の改革の動きやこれら諸国が抱える課題について概観した。

1. 移行経済国の経済改革の進展

1989年の中・東欧諸国の体制転換後、欧州復興開発銀行(EBRD)では移行経済地域27カ国における改革(移行)の進展状況を移行指標で示し、毎年発表している「移行報告書」

(“*Transition Report*”)の中で公表してきている。

この移行指標は、改革の進展を「工業化された市場経済」を基準として評価付けしたものである。指標の数値は「1」から「4+」まであり、「1」は社会主義政権時代の厳密な中央計画経済からほとんど変化がないか、全く変化

がないことを示し、「4 +」は工業化された市場経済の水準にあることを示している。評価は「大規模企業民営化」「価格自由化」「貿易・外国為替システム」など9つの分野について行われ、これらはすべて市場経済の主要な4つの要素、すなわち「企業改革」「市場および取引の改革」「金融改革」「インフラ改革」をカバーしたものとなっている（表1参照）。

- 「企業改革」には、民営化および企業統治政策と企業構造改革の2つの指標が含まれる。これらの指標は、生産補助金の削減や効率的な破産手続きの導入、および健全な企業統治慣行の適用の進展を示すものである。
- 「市場および取引の改革」には、価格の自由化、取引の自由化と外国為替取引へのアクセス、および市場支配の濫用や反競争的な慣行を取り締まる競争政策の効率性などが含まれる。
- 「金融改革」は銀行部門の改革の進展や金融制度の発展を示すもので、金融関連法の制定や証券市場およびノンバンク金融機関の創設なども含まれる。
- 「インフラ改革」は、5つの分野、

すなわち電気、鉄道、道路、テレコムおよび上下水道の改革の進展を示す総合的なスコアである。これらの分野のそれぞれについて、商業化、料金改革、法的枠組みの整備、および民間部門の関与といった問題をカバーした個別の指標も作成されている。

2004年版“Transition Report”に掲載された移行指標により、分野別および地域別に見た2003～04年中・東欧諸国を含む移行経済国の改革の進捗状況は以下のとおりであった。

1. 分野別の改革の進展

分野別の改革は、自由化や民営化の分野の改革が終わった段階で、市場や民間企業を支援する制度改革が進展する傾向が見られる。すなわち、第1段階の改革は、価格や取引の自由化、小規模企業の民営化に焦点を当てたものであり、移行開始後の数年間に重点的に実施されている分野である。

これに対して、第2段階の改革は市場を支援する制度の構築に焦点を当てたものであり、競争政策、企業改革、金融機関の発展、インフラ改革などがその中身になる。第2段階で実施される改革は、第1段階と比べてより

表 1 2003 ~ 04 年の中・東欧諸国の移行指標スコア

	人口		GDPに占める民間部門の比率		企業		市場・取引		金融制度		インフラ インフラ 改革	
	(2004年中央)	(100万人)	(2004年中央)	(2004年中央)(%)	大規模 民営化	小規模 民営化	企業統治 企業改革	価格 自由化	貿易・外国 為替システム	競争政策		銀行改革・証券市場・ 金利自由化 ノンバンク
アルバニア	3.2	75	2+	4	2	4+	2	4+	4+	2	2-	2
アルメニア	3.1	75	3+	4	2+	4+	2+	4+	4+	2	2+	2+
アゼルバイジャン	8.3	60	2	4	2+	4	2+	4	4	2	2-	2
ベラルーシ	9.9	25	1	2+	1	3-	1	2+	2+	2	2	1+
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.8	50	2+	3	2	4	1	4	4	3-	2-	2+
ブルガリア	7.8	75	4	4	3-	4+	3-	4+	4+	4	2+	3
クロアチア	4.4	60	3+	4+	3	4	3	4	4+	4	3-	3
チェコ	10.3	80	4	4+	3+	4+	3+	4+	4+	3	3+	3+
エストニア	1.4	80	4	4+	3+	4+	3+	4+	4+	4	3+	3+
マケドニア	2.0	65	3+	4	2+	4	2	4	4+	2	3-	2
グルジア	4.6	65	3+	4	2	4+	2	4	4+	2	2-	2+
ハンガリー	10	80	4	4+	3+	4+	3+	4+	4+	3	4-	4-
カザフスタン	14.4	65	3	4	2	4	2	4	3+	2	3	2+
キルギス	4.8	75	4-	4	2	4+	2	4+	4+	2	2	2-
ラトビア	2.3	70	4-	4+	3	4+	3	4+	4+	3-	2	3
リトアニア	3.5	75	4-	4+	3	4+	3	4+	4+	3	3	3-
モルドバ	4.3	50	3	3+	2-	4-	2-	4-	4+	2	2	2
ポーランド	38.3	75	3+	4+	3+	4+	3+	4+	4+	3	3+	3+
ルーマニア	21.7	70	4-	4	2	4+	2	4+	4+	3	2	3+
ロシア	144.9	70	3+	4	2+	4	2	4	3+	2+	2	3-
セルビア・モンテネグロ	8.3	50	2+	3+	2	4	2	4	3+	1	2+	2
スロバキア	5.4	80	4	4+	3	4+	3	4+	4+	3	4-	3-
スロベニア	2	65	3	4+	3	4	3	4	4+	3	3-	3
タジキスタン	6.5	50	2+	4-	2-	4-	2-	3-	3+	2-	1	1+
トルクメニスタン	6	25	1	2	1	3-	1	1	1	1	1	1
ウクライナ	48.4	65	3	4	2	4	2	4	3	2+	2+	2
ウズベキスタン	26	45	3-	3	2-	3-	2-	4	2-	2-	2-	2-

(出所) EBRD, Transition Report 2004

困難な改革となっている。

第 2 段階の改革のうち「大規模企業の民営化」は、一部の国においては移行の初期の段階で行われたが、有力な既得権者の抵抗があるため、第 2 段階において実施している国が多い。一般的に中欧・バルト諸国（以下 CEB 諸国）および独立国家共同体諸国（以下 CIS 諸国）では、第 2 段階の改革において着実な進展が見られた。一部の CEB 諸国のように先進的な移行経済国においても、初期段階と第 2 段階の改革の間には依然として大きなギャップがあるが、近年そのギャップは縮まりつつある。しかし、第 2 段階における制度改革には困難なものが多く、新規市場参加者からの制度改革への要望はそれを導入しようとする政府の能力を上回っている場合が多い。また一部の国の政府の間では、特定の企業や産業のために国が裁量的に随時介入できるようなシステムを残そうとする動きも見られる。

2003 ~ 04 年においては第 2 段階の改革は、特に、「金融部門」「インフラ」「大規模企業の民営化」の分野で大きな前進が見られた。これに対して、「競争政策」の改善や「企業構造改革」の進展は低調であった。

【民間ローンが急拡大～金融部門】

「金融部門」の改革では、2003 ~ 04 年においては南東欧諸国（以下 SEE 諸国）5 カ国を含む 10 カ国が「銀行部門」の指標の上昇を記録した。銀行部門においては、銀行の統合が進む中で過去数年間、民間部門に対する銀行の貸し付けが大幅に増加し、民間資本（特に外資系銀行）の銀行部門への参入、銀行監督・規則の改善が見られた。先進的な移行経済国の中では、エストニアで信用供与が急速に拡大し、スロバキアにおいても、銀行部門の競争が銀行の全般的な健全度や業績を引き上げた。

SEE の EU 加盟候補国においては、2003 年の GDP に占める民間部門への国内貸し付けの比率がクロアチアで 48.5 % と移行経済国の中で最も高い比率を占め、ブルガリアの同比率は 2002 年の 18.5 % から 2003 年には 26 % に高まった。CIS 諸国の中では、グルジアの民間部門に対する国内貸し付け額が 2003 年に前年比 24 % 増加した（もっとも、同国の GDP に占める国内貸し付けの比率は 10 % 以下の低い水準にとどまっている）。

民間部門に対する貸し付けの急激な増加は、不良債権化など貸し付けが一

トフォリオの質に関連したリスクを内在している。しかし、過去に移行経済地域で行われた企業調査では金融市場へのアクセスが常にビジネスを行ううえでの主要な障害のひとつという結果が出ていたことから、民間部門への貸し付けの増大は企業にとっては歓迎すべき動きといえる。

民間部門への貸し付けの増大をもたらした背景には、預金保険法の制定、借り手に情報を提供する銀行内のクレジット・ビューローの設立、取引の安全性に関する法律の改善などがある。しかし、銀行部門の改革においては、銀行監督能力の向上や中央銀行の独立性の向上、預金保険導入に伴う銀行手続きの時間短縮、ポートフォリオの質の悪化防止など、まだ課題も多く残っている。

銀行部門の改革に加えて、ノンバンク金融部門においても改革の進展が見られた。この部門には証券市場の発展や年金改革が含まれる。チェコ、マケドニア、ウクライナはこの分野の移行指標を1ランク上げた。この傾向を持続的なものにするためには、ビジネス環境と競争環境（市場への自由な参入と市場からの自由な退出を含む）のさらなる改善が重要であり、特に、行政能力の向上と法的な枠組み（適切な

法律の採択と公正な実施を含む）の改善努力が必要となっている。

【法の支配の強化が重要課題～司法改革】

CEB 諸国は司法改革、企業改革で進展を示した。しかし、この分野においてもまだかなり改善の余地が残っており、欧州委員会では、2003年10月に発行したモニタリング報告書の中で、CEB 諸国に対して、引き続き司法および法律の枠組みの強化に向けた積極的な取り組みを要求している。同報告書は CEB 諸国における汚職の発生率が引き続き高いと指摘しており、こうした高い汚職の発生率は「アキ」（EU の法体系の総称）の効果的な実施の制約要因になる可能性があると指摘している。

SEE 諸国でも一部の国で、司法の独立や効果的な法律実施の面での EU 基準への適合努力が行われ、法の支配の強化が図られた。多くの SEE 諸国では、汚職防止への取り組みも優先的な政治アジェンダとなっており、この地域の政府は各種の汚職防止プログラムや法律の強化で対応した。しかし現状では、こうした政府の取り組みの効果がはっきりとした形になってあらか

れるという段階にはまだ至っていない。

CIS 諸国においても、法の支配の強化や汚職の撲滅は、引き続き重要な課題となっている。CIS 諸国における裁判所と裁判官の信頼性のレベルは国によって異なるが、一般的に他の移行経済国よりも低い水準にとどまっており、汚職は引き続き深刻な問題となっている。

企業改革、競争政策の面では、2003～04年にはクロアチアが「企業統治および企業改革」で、アルバニアが「競争政策」の指標でそれぞれスコアを上げた。クロアチアは破産法や会社法を改正し司法改革に着手したこと、アルバニアは新しい競争法を採択して独立した競争監視機関を創設したことがそれぞれ評価されたものである。

【エネルギー、テレコムなどで改革進展～インフラ部門】

2003～04年においてはインフラ部門の総合指標で全移行国のうち5カ国がスコアを上げた。そしてインフラの個別部門においては13カ国が16のスコア上昇を記録した。これは、移行経済国において、効果的にインフラサービスを提供するためには、商業化、料金改定、規則の改善が不可欠である

という認識が高まってきたことを反映したものとみられるが、IMFなどの国際機関による改革への積極的な支援も改革の進展に貢献した。

各国がインフラ改革を推進するうえで、最も重要な役割を演じたのは、エネルギー、テレコム、運輸、および上下水道の分野でのEU加盟基準である。EUに新規加盟したCEB諸国はこれらの基準に合致するために積極的に改革を推進した。ブルガリア、クロアチアおよびルーマニアといったEU加盟候補国も2003～04年の総合インフラ指標でスコアを上げ、CEB諸国の改革と同様のレベルに到達した。

一方、CIS諸国で2003～04年の総合インフラ指標でスコアを上げたのはキルギスとロシアだけであった。しかし、この両国を含めCIS諸国のインフラ改革は、より改革の進んだCEBやSEE諸国と比較するとまだ後塵を拝している。

電力部門は2003～04年においてインフラ改革が最も進んだ部門であった。この分野では7カ国がスコアを上げた。CEB諸国でこの部門の改革の原動力となったのは、2003年6月のEUの電力指令である。このEU指令は電力の域内市場を創設することを

狙いとするとともに、電力業界の開放的で、非差別的なネットワークアクセスの構築と法的枠組みの改善を目指したものである。

一方、SEE 諸国のエネルギー改革推進の原動力になったのは、地域エネルギー市場創設の動きである。欧州委員会の支援の下に、SEE 諸国は南東欧エネルギー共同体（ECSEE）の創設協定に署名した。この ECSEE には一連のエネルギー市場の改革も含まれている。2003～04 年においては、アルバニア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニアが EU 指令または ECSEE の目標に向けて改革を行い、電力部門の移行指標のスコアを引き上げた。

CIS 諸国においてはカザフスタンが電力料金設定手続きを改訂し、タジキスタンも電力料金を大幅に引き上げた。しかし、タジキスタンの電力料金はまだコストをカバーするにはほど遠い水準にある。

鉄道、テレコム、水道部門の改革は 2003～04 年に、SEE 諸国や CIS 諸国で進展したが、まだ、CEB 諸国の水準には達していない。テレコム部門では、アゼルバイジャンの移行スコアが、民間部門の携帯電話市場への参加

が実現するため引き上げられた。また、ブルガリアも有力な固定電話オペレーターを民営化し、キルギスも 2003 年にスタートした自由化が成果を上げたため、それぞれスコアが引き上げられた。クロアチアとロシアは鉄道部門でスコアが引き上げられた。また、カザフスタンとルーマニアは、水道部門で法的枠組みの改善が見られたため、同部門のスコアが引き上げられた。

2003～04 年度においては、新興市場に対する投資家の関心が再び高まったことにより大規模企業の民営化は加速され、ブルガリア、マケドニア、ルーマニアといった SEE 諸国が大規模企業の民営化でスコアを上げた。

ルーマニアは、オーストリア企業 OMV への石油・ガス企業の株式の一部売却、イタリア企業 エネル（Enel）への配電企業 2 社の株式の一部売却、およびガス企業 2 社の売却を含むいくつかの重要な大規模企業の民営化を実施した。

ブルガリアは、ヴァルナ（Varna）造船所の株式の 75% 売却、およびブルガリア・テレコム（BTC）の株式の 65% 売却を含む有力企業の民営化を完了した。ブルガリアの 7 つの配電企業の株式の 67% 売却も完了間近

であり、タバコ独占企業であるブルガールタバク（Bulgartabac）の分離・民営化も準備段階に入っている。マケドニアは長期的に赤字に陥っている企業の売却と清算において大きな進展を示した。

CIS 諸国では、キルギスのクムトル（Kumtor）金鉱（キルギス最大の企業で、その生産高は同国の GDP の

ほぼ 10 % を占める）の民営化が最も大規模なものであった。ウクライナも、鉄鋼や炭鉱といった主要な分野で民営化プログラムを加速させたが、入札方法に対する批判や政治的な介入によって売却は失敗に終わった。

2. 地域別の改革の進展

2003 年から 2004 年にかけて移行

表 2 インフラストラクチャーの移行指標

	電力	鉄道	道路	テレコム	上下水	インフラ(総合)
アルバニア	3-	2	2	3+	1	2
アルメニア	3+	2	2+	2+	2	2+
アゼルバイジャン	2+	2+	2+	2-	2	2
ベラルーシ	1	1	2	2	1	1+
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3	3	2	3+	1	2+
ブルガリア	4-	3	2+	3+	3	3
クロアチア	3	3-	3-	3+	3+	3
チェコ	3+	3	2+	4	4	3+
エストニア	3	4+	2+	4	4	3+
マケドニア	2+	2	2+	2	2	2
グルジア	3	3	2	2+	2	2+
ハンガリー	4	3+	3+	4	4	4-
カザフスタン	3+	3-	2	2+	2	2+
キルギス	2+	1	1	3	1	2-
ラトビア	3+	3+	2+	3	3+	3
リトアニア	3+	2+	2+	3+	3+	3-
モルドバ	3	2	2	2+	2	2
ポーランド	3+	4	3	4	3+	3+
ルーマニア	3+	4	3	3	3+	3+
ロシア	3	3-	2+	3	2+	3-
セルビア・モンテネグロ	2+	2+	2+	2	2	2
スロバキア	4	3-	2+	3+	2+	3-
スロベニア	3	3	3	3	4	3
タジキスタン	2-	1	1	2+	1	1+
トルクメニスタン	1	1	1	1	1	1
ウクライナ	3+	2	2	2+	2-	2
ウズベキスタン	2	3-	1	2	2-	2-

(出所) 表 1 に同じ

経済国は構造改革や制度改革で進展を続けたが、その成果は国・地域によってまちまちであった。移行経済国（合計 27 カ国）のうち 2003 ～ 04 年において指標が上向いたのは 17 カ国、指標が下がった国はどこもなく、2003 ～ 04 年は移行経済国における改革が全般的に力強い前進を示した年となった。しかし、進展の多くは SEE7 カ国に集中した。これら SEE 諸国は同期間に上昇した指標の半分以上を占めた。指標上昇の約 3 分の 1 は CIS 諸国が達成したものであり、残りの 3 つが CEB 諸国によるものであった。

CEB 諸国においては、これまで EU への加盟準備過程が改革に対する最大のインセンティブとなってきたが、2004 年 5 月の EU への正式加盟は改革に対するインセンティブを減退させ、EBRD の移行指標から見る限り、限られた進展しか見られなかった。CEB 諸国の改革については特に制度改革面で依然としてかなりの改善の余地があるとされている。

これに対して、現在、CEB 諸国に取って代わって、EU への加盟準備過程が改革に対する大きなインセンティブとして働いているのは、SEE 諸国、特に EU 加盟候補国であるブルガリ

ア、クロアチア、ルーマニアの 3 カ国で、これらの国においては改革が加速した。アルバニアとマケドニアにおいても改革の前進が見られた。SEE 諸国における改革の進展は、これらの国の改革が相対的に低いベースから出発したことから順調に進展し、CEB 諸国の水準にキャッチアップしつつある。

CIS 諸国も全体として見ると、大きな改革の進展は見られなかった。特にこの地域で頻繁に見られた政権交替等の政治的な変化が全体としての移行過程の失速をもたらした。しかし、CIS 諸国の改革が全体として大きな進展が見られなかった中で、キルギスだけは顕著な前進を示した。

【CEB 諸国：改革は控えめな前進】

EU 加盟を実現するために必要とされた急速な改革の進展のあと、多くの CEB 諸国では改革のペースの落ち込みが見られた。チェコ、エストニアおよびスロバキアにおいては、過去 1 年間に一つの指標（チェコの場合は「証券市場・ノンバンク」、エストニアとスロバキアの場合は「銀行改革・金利の自由化」）が上昇したにとどまった。エストニアとスロバキアにおいては民間部門に対する国内金融の大幅な

拡張と銀行部門における管理の強化が見られた。

前述のように、CEB 諸国（EU 新規

加盟国）にとっては、加盟前に EU の加盟要件を満たす必要があるというこ

とが、困難な改革にとりかかる推進力

表 3 中・東欧諸国の移行スコアの変化

国名	移行指標	スコアの変化	変化の理由
アルバニア	競争政策	2 - 2	新競争法の承認と独立した競争監督局の創設
	銀行改革・金利の自由化	2+ 3-	民間部門への貸付の大幅な増加、銀行監督の改善、貯蓄銀行の民営化
アルメニア	小規模企業の民営化	4 - 4	小規模企業民営化の着実な進展（民営化完了間近）
ボスニア・ヘルツェゴビナ	銀行改革・金利の自由化	2+ 3-	預金と貸付の大幅な増加、比較的よく機能する監督機構
ブルガリア	大規模企業の民営化	4 - 4	エネルギー、テレコム、造船部門の民営化の進展
	銀行改革・金利の自由化	3+ 4-	貸付と預金の大幅な増加、関連規則と監督の改善
	インフラストラクチャー	3 - 3	電力とテレコム指標の上昇。電力は民営化の進展、法的な枠組みの改善、電力料金の改革より上昇。テレコムは国内の主要固定電話オペレーターBTCの民営化により上昇
クロアチア	企業統治と企業構造改善	3 - 3	新破産法の採択、公的企業に関する法律の修正、裁判の効率性改善措置の導入
	銀行改革・金利の自由化	4 - 4	金融仲介機能が高水準で、規則がよく整備されている。この地域ではクロアチアの民間部門への貸付水準は最も高い
	インフラストラクチャー	3 - 3	構造改革法の効果的な実施による鉄道指標の上昇
チェコ	証券市場・ノンバンク金融機関	3 3+	新投資法の導入およびブラハ株式市場への地方企業の初上場
エストニア	銀行改革・金利の自由化	4 - 4	金融改革の更なる進展。民間部門に対する貸付の増大
マケドニア	大規模企業の民営化	3 3+	約40の国有企業の売却または清算
	証券市場・ノンバンク金融機関	2 - 2	近年の株式市場の着実な発展
グルジア	証券市場・ノンバンク金融機関	2+ 3-	金融取引の増大。過去数年間の金融部門における統合の着実な進展
キルギス	大規模企業の民営化	3 4-	キルギスのGDPの約10%を占めるクムトル金鉱の民営化
	インフラストラクチャー	1+ 2-	2003年におけるテレコム部門の民営化の成功により、同部門の指標上昇
モルドバ	銀行改革・金利の自由化	2+ 3-	民間部門への貸付の大幅増加。同部門の規則はよく整っているが、国の介入の懸念は残る
ルーマニア	大規模企業の民営化	3+ 4-	過去数年を通じて、石油・ガス・石油精製・その他のエネルギー関連資産の民営化進展
	銀行改革・金利の自由化	3 - 3	民間部門に対する貸付の急増。ルーマニア商業銀行の部分的民営化
	インフラストラクチャー	3 3+	発電および水道の指標上昇。両部門の規則が改善され、電力供給会社2社が民営化された
ロシア	インフラストラクチャー	2+ 3-	鉄道部門における規制と経営機能の分離、鉄道サービスの民間参入の増大などにより、鉄道部門の指標上昇
セルビア・モンテネグロ	小規模企業の民営化	3 3+	過去数年間における民営化の着実な進展
スロバキア	銀行改革・金利の自由化	3+ 4-	競争および貸付金融の質の改善
タジキスタン	銀行改革・金利の自由化	2 - 2	大手銀行2社の機構改革と監督機能の改善
ウクライナ	証券市場・ノンバンク金融機関	2 2+	年金改革の着手。社債市場の成長

（出所）表 1 に同じ

となった。しかし、EU加盟後は政治的な意見の相違が大きくなり、改革に対する公的支援が少なくなるとともに、政府の財政に対する慎重さが薄れてきている。EU加盟によってこれら諸国の国民の生活条件に大幅な改善が見られなかったことやEU加盟後も失業率の低下が見られなかったことで、新規加盟諸国の多くの人々は、EU加盟に伴う経済的利益について疑問を感じるようになった。このことはまた、さらなる改革に反対する野党の勢力伸長をもたらすことにもつながった。財政赤字を削減したり、ユーロ圏参加のために必要な痛みを伴う構造改革を実施するためには時間がかかることから、ユーロ導入時期を当初計画よりも引き延ばさざるを得ない国も出てきている。

【SEE 諸国：EU加盟準備が改革の牽引力に】

SEE 諸国は全体として2003～04年の改革の進展において好成績を収めたが、その中でも最も進展が著しかったのは、過去3年間移行指標の上昇が見られなかったルーマニアであった。

ルーマニアでは、エネルギー部門の国有企業売却など大規模企業の民営化

が行われ、「銀行改革」や「インフラ改革」においても大きな進展が見られた。こうした改革は、2007年に予定されているEU加盟準備の一環として実施されたものであり、改革が進展した結果、ルーマニアは「アキ・コミュニテール」として知られるEU法の31分野すべてについて2004年12月までにEUとの加盟交渉を終了した。しかし、制度改革や競争政策といった改革が困難な分野においては、EU加盟までの残された2年間になすべきことが数多く残されている。

ルーマニアと同様、2007年にEU加盟が予定されているブルガリアも、「大規模企業民営化」や「銀行改革」「インフラ改革」で前進を示し、2004年12月までに「アキ」の31分野すべてについてEUとの間で加盟交渉を終了した。

クロアチアも、「企業統治」「銀行改革」「インフラ改革」といった重要な分野で過去1年間に大きな進展を示した。クロアチアは2004年6月にEU加盟候補国の地位を獲得し、同年12月のEU首脳会議で2005年3月からの加盟交渉開始が決まった。他の加盟候補国と同様、クロアチアの場合も、最近の改革のモメンタムを維持す

るとともに、司法制度や行政能力を高めるために継続的な努力を行うことが必要とされている。

その他の SEE 諸国については、特にアルバニアやマケドニアにおいて、将来の EU 加盟を視野に入れた地域協力プログラム「安定および加盟プロセス」に対する EU のコミットメントが改革の進展をもたらした。両国はそれぞれ 2 つの指標（アルバニアの場合は「競争政策」と「銀行改革・金利の自由化」、マケドニアの場合は「大規模企業民営化」と「証券市場・ノンバンク」）で指標が上昇した。セルビアとモンテネグロにおいては、「小規模企業の民営化」の指標が上昇した。セルビアとモンテネグロにおける改革は、政治的に不安定な状態が続いたことや改革推進者の間の意見の相違などにより、過去 2 年間最も改革の速度が遅かったが、セルビアでは、2004 年 6 月の大統領選における改革派大統領の当選によって、過去のナショナリズム的な政治に回帰するという恐れが遠のいた。しかし、現在のセルビア・モンテネグロ国家連合の将来、コソボの最終的なステータスといった重要な問題が引き続き未解決のままとなっている。

【CIS 諸国：カザフスタンが改革をリード】

CIS 諸国の中では、カザフスタンが「大規模企業民営化」や「インフラ改革」の進展でリードした。その他の CIS 諸国における改革は散発的であった。この地域における改革は過去数年にわたって部分的な進展しか見られなかったが、2003～04 年に多くの国で選挙が行われたことも改革進展の遅れの一因となった。これまで CIS 諸国の中で改革をリードしてきたロシアでは、2003 年 12 月と 2004 年 3 月に議会選挙と大統領選挙が行われ、これが過去 1 年間における改革法案の採択や実施を遅らせる原因になった。また、ロシアの代表的な石油採掘企業ユーコスに対する脱税摘発事件など政府と民間企業との間で起こった一連の衝突は、投資家心理に影響を与え、財産権の保護についての疑問を引き起こしてしまうことになった。最近、ロシアでは、社会部門の改革や財政改革において動きが見られるが、過去 1 年間においてロシアはインフラ部門（鉄道部門の改革）で一つスコアを上げたただけであった。

2003～04 年においては、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、およびウクライナにお

いても選挙が行われた。選挙の結果は、これら諸国の政治リーダーの間に改革に対するより慎重な態度をもたらしたように見受けられる。一方、タジキスタンは同国の2大銀行の改革により「銀行部門」の改革で進展を示した。グルジアにおいては、2004年1月の政権交代による改革派政権の登場によって改革が加速する兆しが見られる。

II. 中欧3カ国の経済構造改革の進展

前節では、移行経済地域全般の改革の進展状況を分野別、地域別に概観してきたが、本節ではCEB諸国のうち、ポーランド、チェコ、ハンガリーの3つの主要国を取り上げ、それぞれについて、経済構造改革がどの程度進展したのか、また今後これら3カ国に代表されるCEB諸国（EU新規加盟国）がEU旧加盟国との経済収れんを図っていくためにはどのような課題があるのかについて、以下に概観する。

1. ポーランドの経済構造改革

【財政健全化に向けた取り組み】

2004年5月にEUに加盟したポー

ランドは、2010年のユーロ導入を目指している。ユーロを導入するには、物価、為替相場、長期金利の安定に加え、財政規律を維持しなくてはならない。財政面での具体的な条件は、単年の財政赤字がGDP比3%を超えないこと、累積政府債務残高がGDP比60%以内であること、の2点である。累積政府債務残高については、ポーランド憲法にも許容される債務残高の水準に関する規定があり、GDP比60%を超えた場合は、翌年の予算では赤字が認められないことになっている。しかし、ポーランドの財政赤字は増加傾向にあり、2003年の財政赤字は370億ズロチ（GDP比4.8%）であったが、2004年予算では、法人税率の引き下げなどの減税により国内経済回復を下支えする方策をとったため、455億ズロチ（同5.0%）の赤字が見込まれている。

政府は財政健全化のため、2003年10月にハウスナー経済・労働相を中心に「財政支出削減プログラム（ハウスナー・プラン）」を策定した。同プログラムは、2004～07年の4年間で、社会保障、軍事費を中心に、財政支出を総額500億ズロチ削減するというものである。これにより、財政赤

字の GDP 比を 5.0 % (2004 年)、3.4 % (2005 年)、3.3 % (2006 年) と漸減させ、2007 年には 2.1 % にまで低下させて、ユーロ導入基準を満たすことを目指したものである。同プログラムの実施はいくつかの実施法案に分かれており、国会で個別に審議されるが、300 億ズロチの歳出削減を盛り込んだ社会保障分野の改革に対しては、国民や野党の反発が強く、プログラムが計画どおり実施されるのかどうか懸念が残る。

【鉄鋼部門の民営化が進展】

2003 年のポーランドの民営化収入は 41 億ズロチ (8 億 9,000 万ユーロ) に達したが、政府が目標とした 91 億ズロチ (約 20 億ユーロ) にははるかに及ばなかった。2004 年上半期の民営化収入も約 10 億ズロチ (2 億 2,000 万ドル) にとどまり、大幅な増加にはならなかった。

民営化収入の不足を補うために、政府はポーランド最大の銀行である PKO BP の少数株の売却を開始した。政府の希望売却額は 60 億ズロチ (15 億ユーロ) である。また政府は、地方と農業部門で最大のシェアを持つ BGZ 銀行の過半数株主の地位を放棄

することを計画している。この 2 つの取引は 2004 年末までの完了を目指して進められた。また政府は、鉱業や造船など再建に取り組んでいる産業部門を支援するために、国内最大の固定電話オペレーター TPSA などの株式の一部を売却した。

「民営化」は鉄鋼部門においては顕著な進展が見られた。2003 年 10 月に政府は、ポーランドの鉄鋼生産の 70 % を占める PHS の LNM ホールディングインターナショナルグループへの売却に関する協定を締結した。その他の大規模鉄鋼工場 Huta Czestochowa の民営化も進行中である。その他の経営不振の鉄鋼企業の構造改革も進展した。2003 年 9 月には Huta Ostrowiec が経営破たんに入り、スペインの Celsa グループに買収された。

【農業構造改善は進展なし】

農業部門の構造改善はほとんど進展しなかった。農業部門は総雇用者数の 15 ~ 20 % を雇用しているが、GDP に占める比率はわずか 3 % 程度にすぎない。ポーランドの農業部門の硬直的な構造をもたらしているのは、小規模農家に対する手厚い社会的セーフティネットと農地販売の制限である。

たとえば、小規模農家は社会保険料支払いの95%控除を受けており、失業保険料の支払いが免除されている。その結果、小規模で非効率な農家の数は過去数年、増加し続けている。しかし、15ヘクタール以上の農地を所有している農家の数も増加した。

EU加盟に伴うEUの共通農業政策(CAP)の実施と農産物貿易の制限の撤廃は農業部門の構造改善に寄与するものと期待されているが、EU加盟がポーランド農業の生産性に及ぼす影響については、現状ではまだ不透明である。EU15カ国向けの乳製品と食肉製品の輸出は2004年5月以降大幅に増加した。農家はEU基金の補助金支払い請求を開始し、設備機械への投資が増加する兆しが見られる。

金融部門では2004年1月に、多くのEU加盟国と歩調を合わせる形で銀行法が発効した。また、住宅ローンの分類の簡素化や担保査定に関するより厳しい規則も導入された。加えて、今後、個人顧客に対するすべての情報開示の規則が統一化される予定である。

【労働市場に構造的欠陥】

ポーランドで実際に就業している従業員数は生産年齢人口のわずか50%

程度であり、失業率も約20%の高水準で推移している。

ポーランドにおける低い就業率や高い失業率は、労働市場における構造的な欠陥、すなわち、平均賃金と比較して最低賃金が相対的に高いこと、給与所得税や社会保険料負担が高いこと、特に民営化企業に見られる労働者の就業期間に関する厳格な規則、低い労働流動性、などを反映したものとみられる。一方、2004年5月以降導入されたポーランド労働者のEU労働市場への部分開放は、西欧諸国の多くが暫定措置により労働者の受け入れを引き続き制限していることもあって、これまでのところその他のEU加盟国に対して目立った労働移動をもたらしていない。

一方、2003年におけるポーランドの経常赤字はGDPの2%と低い水準であった。経常赤字は、EU加盟により対外貿易が大幅に拡張し続けたことから、2004年上半期も引き続き減少した。

【労働市場の育成、公的債務残高の削減などが課題】

2003～04年におけるポーランドの主要分野における経済構造改革の動

きは以上のとおりであったが、今後、ポーランドが経済構造改革を進めるに当たっては、次のような点が課題になると指摘されている。

ビジネス環境を改善し、非農業部門への民間投資を促進する。

失業者の削減と労働市場への参加を増やすために労働市場の育成が必要。

公的債務残高が GDP の 50 % を超えるなどルーズな財政政策によってマクロ経済の安定性が脅威にさらされるような状況を回避する。

2. チェコの経済構造改革

【進展した国有企業の民営化】

チェコ政府が保有している工業部門の企業の株式の民営化は 2004 年上半期に大幅に進展した。2004 年 3 月に政府は石炭採掘企業 OKD の株式の 46 % を過半数株主の Karbon に 6,800 万ユーロで売却することを承認した。もうひとつの石炭採掘企業 Skolovska Uheina の政府保有株の 50 % の経営陣への 7,800 万ユーロでの売却も承認された。また 2004 年 6 月には、政府は欧州委員会の承認を得て、石油精製コングロマリッド、ユニペトロール

(Unipetrol) の政府保有株 63 % をポーランドの PKN に 4 億 7,900 万ユーロで売却した。

中期的には、チェコの主要なエネルギー企業やチェコテレコム、主要なテレコム・オペレーターの民営化も予定されている。

【高付加価値部門への投資を促進】

チェコの外国直接投資の純流入額（フロー）は、2002 年の 84 億ドルから 2003 年には 26 億ドルへと急減した。この減少は、主として 2003 年には大規模な民営化が行われなかったことによる。2003 年の外国直接投資の減少はまた、一部の外国投資家の撤退や、チェコに対する外国直接投資が資本非集約的なサービス部門の投資プロジェクトに向かったことも反映している。

こうした投資の急減に対処するため、政府は 2004 年 2 月、技術センターおよびビジネスサポートセンターの創設に対して補助金を交付するという、高付加価値部門への外国直接投資獲得を目的とした新しい投資インセンティブ（促進措置）をスタートした。

公共調達関連では、政府は 2003 年 11 月に公共発注法を改正した（2004 年 5 月発効）。同改正法は、国内企業

の特恵的な取り扱いを定めた条項と、一部の調達をテnderを通さなくてもできるという条項を撤廃したものである。しかし、公共調達の実施方法は、特に小規模な市町村においては依然として不透明な状態が続いている。

【企業融資拡大へ望まれる法整備】

チェコでは、過去数年間、個人に対する金融機関の融資は大幅に拡大したが、民間企業に対する融資はGDPの20%以下の低い水準で推移している。企業に対する十分な貸し付けが行われなかったことが、多くの赤字企業を生む原因となってきた。

チェコでは、金融部門の法律はEU基準に合わせて修正され、金利は引き下げられた。同時に最大手の銀行(すべてここ数年のうちに外国の戦略投資家の所有になった)は企業や個人顧客が利用できるような金融商品を数多く提供できるようになった。このため、金融機関の民間企業に対する貸し付けの制約要因となっているのは、金融部門それ自体ではなくて、不十分な破産規則、不十分な債権者保護といったその他の要因によるものとみられている。

民間企業が資金不足に陥ったもうひとつの理由としては、民間企業による

株式の発行が未発達であったことが挙げられる。しかし、医薬品企業 Zentiva が地方の民間企業として初めてプラハ証券取引所に上場し、成功裏に資金を調達した(2004年6月)ことが示すように、今後、株式市場を通じた資金調達も拡大していくものと思われる。

資本市場の発展は、2004年5月に各種ファンド(財産ファンド、ヘッジファンド、リスクキャピタルファンド、その他の投資信託ファンドなど)の運営を認めた資金集約型投資に関する新しい法律が発効したことによって、今後いっそう促進されることになるものと思われる。

【財政赤字、経常収支赤字が拡大】

2003年におけるチェコの財政赤字は過去2年のGDP比約6.5%の水準から13%に増加した。しかしこの増加は、ほとんどが銀行部門の改革や大規模な裁判における敗訴といった1回かぎりの要因によるものであり、2004年には財政赤字は減少するものとみられる。

公的債務残高は2000年と2003年の間に倍増し、GDPの37%に達した。公的債務の財源を多様化するため、政府は2004年6月に15億ユーロの初

めてのユーロ債を発行した。

一方、経常収支の赤字は2002年のGDP比5.6%から2003年には6.2%に拡大した。経常収支の赤字は、貿易収支の赤字がGDP比2.7%に減少したにもかかわらず拡大した。所得収支の赤字は2003年にGDPの4.6%に達し、経常収支赤字の最も大きな要因になった。所得収支の赤字は主として外資企業が収益や配当利益を本国に送金したことによる。

【財政改革、企業への融資拡大などが課題】

前述のように、財政健全化の速度が遅いことは、マクロ経済上のリスク要因となっており、財政赤字に対してより確固とした対応が必要となっている。

また、十分な新規雇用創出ができず、結果として失業者数の削減が進まなかったということは、チェコの労働市場に構造的な問題が存在していることを示唆しており、これは、チェコ経済がEUの統一市場に適合するうえでの潜在的なリスクとなっている。

今後、チェコにおいては次のような点に焦点を当てた経済構造改革の推進が必要になるものと思われる。

公的部門と民間部門との関係の改

善 この中には、公共調達と国家補助事業における透明性の増大、官僚の利害衝突を制限するための戦略および司法制度の改善などが含まれる。

民間企業部門に対する資金供給の拡大。

財政赤字と公的債務残高の増大を抑制するための包括的な財政改革の推進。

3. ハンガリーの経済構造改革

【課税面でのEU法への適合進む】

ハンガリーでは国内の課税規則のEU法への適合が進んだ。この中には、過去において外国の投資家に恩恵を与えてきた、オフショア企業の廃止や特定のタックスホリデーの廃止が含まれている。しかし、ハンガリーの税制は、法人税が16%と安い、本国送金の配当金に対して税控除が認められている、利子所得に対して税割引がある、特定のタイプの企業に与えられる直接の補助金給付などの恩典がある、など外国の投資家にとっては依然として魅力がある。

ハンガリーの補助金制度は、国家支援に関するEUの要求基準に合致した

ものとなっている。政府の支援供与は自動的に行われるのではなく、政府が1件ごとに審査して決定しており、2004年6月にハンガリーでの事業拡大を計画している4つの外国の大企業（ボッシュ、Electrolux、エクソモビルおよびデンソー）に直接補助金の供与が認められた。

税収を増やすために、政府は2005～06年間の銀行の利子収入に対する課税の導入と、2005年以降の証券取引におけるキャピタル・ゲイン税の再導入を決定した。証券取引におけるキャピタル・ゲイン税再導入は、ハンガリーの顧客に対して投資サービスを行っている国内の投資仲介企業に主として影響を与えることになるものとみられている。しかし、ブダペスト証券取引所（BSE）の取引の80%以上は外国の機関投資家によって行われているので、キャピタル・ゲイン税の再導入はブダペスト証券取引所の活動そのものにはそれほど大きな影響を与えることはないものとみられている。

【低い労働市場への参入比率】

ハンガリーでも労働市場への労働者の参入は低水準であったが、ハンガリーの場合、他の中欧諸国と異なり、失

業率も低水準であった。このように労働市場への参入が低水準であったことに対しては、いくつかの理由が考えられる。まず第1に、ハンガリーは労働者に対する課税がOECD諸国の中で最も高い国に位置し、単身労働者の場合、課税額は平均給与ベースで総労働コストの45%に達するという。こうした高い税負担は、特に最低賃金クラスの労働者の雇用増大の阻害要因となっている。第2に、早期退職の制限措置が導入された結果、労働不能恩典を受ける人の数が増加したことである。第3に教育・トレーニングプログラムを通じて、技術習得面での弱みや、習得した技術と実際の雇用の間のミスマッチが十分に改善されなかったことである。このため政府は2004年9月末、25～50歳の新規労働者を雇う中小企業に対して税制面での優遇措置を導入した。この措置の導入により、対象企業は社会保険料負担の50%の支払いを免除されることになる。

【ユーロ導入予定を2010年に先送り】

ハンガリーでは、ユーロ導入を見据え、財政赤字の縮小も大きな課題になっている。政府は2003年、政府部門の経費削減や公共投資の抑制など、財

政赤字の削減に努めた。その結果、財政赤字の対 GDP 比は前年の 9.2 % から 5.9 % に縮小し、一定の成果を上げた。しかし、当初の目標を達成できなかったため、メッシュェン首相は 2004 年 1 月、ラースロー財務相を更迭し、後任にドラスコビッチ氏を任命した。ドラスコビッチ財務相は、財政赤字の縮小を重要課題とし、予算の削減や支出の一時凍結も導入した。しかし、予想を下回る税収見込みにより、实体经济に与える影響も考慮して 2004 年 9 月には 2004 年の赤字目標は再び GDP 比 5.0 ~ 5.3 % に引き上げるとともに、ユーロ導入時期を当初予定の 2008 年から 2010 年に先送りすると発表した。

インフレ動向については、国内需要の増加と食品価格の地域的な上昇、およびフォリント相場下落によりインフレ率が上昇し、2003 年末のインフレ率は 5.7 % に達した。さらに、2004 年 8 月のインフレ率は、税制度の EU への適合に伴う 1 回限りのインフレ要因により 7.2 % に上昇した。

2001 ~ 02 年に見られた対外的な競争力の大幅な低下は、2003 年には反転した。これは主として、フォリント相場下落、賃金が穏やかな上昇に

とどまったこと、生産性の改善が見られたことなどによる。

2003 年の経常収支の赤字は輸出が大幅な増加を示したにもかかわらず、GDP 比 8.9 % に拡大した。2004 年 1 ~ 4 月においては、輸出（特に携帯電話とガソリンエンジン部門）が回復したが、経常収支の赤字は一段と拡大した。これはハンガリーの輸出における高い部品輸入構造と一部の企業の前倒し輸入によってもたらされたものである。

経常収支の赤字の大部分は、ポートフォリオ投資、外国直接投資（FDI）および外国からの借款によりファイナンスされた。2003 年における外国直接投資の純流入額は、ハンガリーの対外直接投資が増え、企業間借り入れの返済も行われたため、GDP の 1.1 % に減少した。しかし証券投資の流入は 2002 年の水準を上回った。

【ユーロ導入に備え必要な財政改革】

ハンガリー政府による信頼するに足る財政目標の設定と厳格な財政パッケージの実施は、政府の政策に対する信頼の回復をもたらし、2003 年を通じて弱含みで推移した為替レートの安定をもたらした。為替レートの安定は、

中央銀行による金利引き下げを可能にし、低金利の傾向は今後も続きそうである。しかし、目に見えた財政政策の成果が上がらなかったような場合には、市場の動向次第で経済的な混乱が起る可能性もある。

今後、ハンガリーの経済構造改革においては、次のような点の改善努力が必要とされている。

民営化の進展や保険制度改革、税制改革、エネルギー市場のさらなる自由化は、投資を促進するために必要である。

労働課税の引き下げ、労働不能者に対する恩典の改革、適正な教育およびトレーニング政策を含む、労働市場への参加の促進を狙いとした政策は、成長を促し、地域インバランスを削減するために必要である。

財政改革と首尾一貫したマクロ経済政策の実施は、ユーロの導入に備えて、成長を持続させ経済的な安定を維持するために必要不可欠である。

* * * * *

これまで、ポーランド、チェコ、ハンガリーの中欧 3 カ国の経済構造改

革の進捗状況を見てきたが、これら 3 カ国に代表される CEB 諸国（EU 新規加盟国）が今後経済改革を進めるうえで抱える課題には国によっていくつかの相違点が見られるものの、各国に共通した課題は、既存の EU 加盟国との間の経済収れんの達成であり、これら諸国が取り組んでいるユーロの導入は当面の大きな目標となっている。そして、この目標達成のためには、財政赤字削減、労働市場改革、インフレ抑制などが各国に共通した課題となっている。

財政赤字の削減は、CEB 諸国の長期国債のリスク・プレミアムを低下させ、インフレ圧力の緩和につながる。インフレ低下により利下げの余地が広がれば、旧加盟国との金利差が早期に解消し、固定為替相場の持続可能性も高まることになることから、財政の健全化は最優先すべき課題といえよう。

CEB 諸国（EU 新規加盟国）の財政赤字は、歳入構造の脆弱性と歳出構造の硬直性、国有企業改革など体制移行にかかわる負担、インフラ支出や EU 法制との整合化に伴う EU 加盟関連支出の増加といった複合的な要因を持っている。赤字削減に当たっては、税制改革による歳入の引き上げと、行政改

革、年金・医療制度改革などによる歳出抑制を進める一方、競争力維持とキャッチアップ実現のために投資環境の改善やインフラ整備に関する支出の確保に加え、景気に配慮した取り組みが求められている。

一方インフレ率は、前述のように短期的には、サービス価格や公共料金などの分野での価格改訂やEU加盟に伴う物品税、間接税の引き上げ、公共料金、農産物価格の調整などの特殊要因で押し上げられやすくなっている。インフレ安定化の観点からは、緊縮財政、物価安定重視の金融政策運営の継続に加え、賃金の上昇率を生産性の伸びに見合った範囲に維持することが課題となる。労働市場の改革は、インフレ抑制の観点からも有効な対応策となる。労働市場改革では各種規制の緩和と就労インセンティブの向上への取り組みとともに、高等教育の強化などによる労働力の質の向上が、高水準の技術導入を通じた生産性向上のために重要である。

新規加盟国はユーロ導入に先立って2年間、為替相場制度（Exchange Rate Mechanism；以下ERM II）に加盟することを義務付けられているが、ERM IIへの参加時に新旧加盟国間の

金利差が解消していない場合には、将来の短期金利の取れんを見込んだ「コンバージェンス取引」が起こりやすい。これは為替相場の安定への信認の低下につながるなんらかの要因をきっかけに、急激に資本が流出し、通貨防衛のための利上げが経済を不安定化させる潜在的なリスクが拡大することを意味する。このため、新規加盟国はERM IIには、経済取れん条件のうち、特に歳出削減、税制改革、インフレ抑制などが一定の成果を上げた段階で参加することが望まれる。

新規加盟国のユーロ導入をめぐっては、ユーロ導入のタイミングが注目を集めているが、本来、重視されるべきことは導入のタイミングではなく、「多様な国により構成される単一通貨圏の安定的発展をどのように実現するのか」ということである。新規加盟国で進められている財政の健全化、労働市場の改革などへの取り組みは、体制転換後の直接投資ブームが一巡し、踊り場に達した感のある外資利用型の移行戦略から産業構造の高度化、生産性の上昇などを足場にした新たな段階へ飛躍するために不可欠である。各国の取り組みは、拡大ユーロ圏の安定性を決める鍵として注目されている。